

船橋市営住宅退去手続事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅における入居者の退去時の手続きを適切に行うため、必要な事項について定めるものである。

(明渡し検査)

第2条 市営住宅を明け渡そうとする入居者（以下「入居者」という。）は、明け渡す日に明渡し検査を受けなければならない。

- 2 市長は、明渡し検査を平日の午前10時から午後4時の間に行うものとする。
- 3 入居者は、明渡し検査の際に、退去時の費用負担について確認を行うものとする。

(入居者の退去時の費用負担)

第3条 退去月の家賃、駐車場使用料、実費徴収金（以下「家賃等」という。）は、明渡し検査日までの日割り計算により算定する。

- 2 畳の表替え・襖の張り替え費用と入居者の故意過失による損傷部分の修繕費用は、入居者の負担とする。
- 3 敷金の額を超えて入居者が負担する必要がある額は、以下のとおりとする。住戸の間取りが3DK、3LDKの場合は20万円、それ以外は10万円を上限とする。
ただし、この額には、残置物の撤去費用および未納の家賃等は含めないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者に対しては、この限りでない。

(単身入居者の死亡時の取扱い)

第4条 前条の規定にかかわらず、同居している者がいない単身入居者の死亡時における取扱いについては、以下のとおりとする。

- 2 死亡月の家賃等は、死亡日までの日割り計算により算定する。
- 3 市長は、死亡した単身入居者の連帯保証人又は相続人（以下「相続人等」という。）に対して、残置物の撤去と明渡し検査への立会いを依頼し、相続人等から相続人等誓約書（第1号様式）の提出を受けるものとする。
- 4 畳の表替え・襖の張り替え費用と入居者の故意過失による損傷部分の修繕費用は、相続人等の負担とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者に対しては、この限りでない。
- 6 相続人等から相続財産所有権放棄兼処分依頼書（第2号様式）の提出があった際は、市長は、相続人等に残置物の撤去と明渡し検査への立会い、退去時の費用負担をさせ

ないものとする。

- 7 死亡した単身入居者が生活保護を受給していた場合は、生活保護を主管する部署と連携して対応するものとする。

(敷金からの控除)

第5条 市長は、畳の表替え・襖の張り替え費用及び入居者の故意過失による損傷部分の修繕費用を未納の家賃等より優先して、敷金のうちから控除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者に対しては、この限りでない。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。